

議案第51号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年9月2日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

第10条 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。